

## (2) 生活困窮者自立支援制度の推進

生活に困窮する方、またはその恐れのある方に対する総合的な相談支援を行い、個別に包括的な支援を行います。

また、関係機関・団体と連携し、市役所(福祉課)と協働して地域での見守りや地域活動への参加促進を推進します。

### (主な実施目標)

- 本制度の周知・啓発活動を徹底し早期発見のネットワークを構築します。
- 各関係機関・団体等と連携することにより包括的な支援ができる体制を構築します。
- 相談者が自立できるよう出口の仕組みを構築します。
- 新たな社会資源の開発と地域理解の促進を推進します。

評価指標	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
生活困窮者に対する支援終結率(自立や他制度へのつなぎ等)	76.3%	80.0%

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
周知・啓発活動	定期的にチラシを作成し全戸配布を行いません。 地域の会議に参加したり、企業訪問等しながら周知・啓発活動を行いません。	年/3回 随 時
連携会議の実施	各関係課と定期的に会議を開くことにより、制度の理解をしてもらい早期発見及び解決につなげる仕組みを構築します。	年/2回
民生委員・児童員定例会へ参加	定期的に定例会に参加し制度の確認や事例等を踏まえながら早期発見や連携強化を行いません。	随 時
無料職業紹介事業	企業や個人事業者を直接訪問し、ハローワークに出していない、短期間、短時間、内職等求人情報を発掘し相談者の望む求人を紹介し自立を促します。	随 時
新たな社会資源の創出	公的な支援だけではなく地域の関係者との協働による新たな社会資源の開発に向けたネットワークづくりを行い、地域での見守りや、地域活動への参加促進を推進します。	随 時

## (3) 相談ネットワークの構築

相談支援を充実させるために、研修会に参加して職員のスキルアップを図り、関係機関との連携を強化し、相談者の多様なニーズに適切な対応ができる相談ネットワークの構築を図

ります。

**(主な実施目標)**

- 無料法律相談の事業見直し
- 職員のスキルアップ
- 関係機関との連携強化

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
無料法律相談	弁護士、司法書士による無料法律相談会を市内地区ごとに年間2回計8回開催しますが、近年相談件数の低下と法テラスへの直接問い合わせ等もあり、今後の開催について再度検討する必要があります。	H31年度より検討
職員のスキルアップ	接遇研修、県主催の相談関係の研修会への参加	随時参加
関係機関との連携強化	関係機関との連携を図るために、必要に応じて調整会議等を行います。	H32年度より

**(4) 日常生活自立支援事業の推進**

地域の中で認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等が、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、福祉サービスの手続きや金銭管理等の支援を行います。また各種関係機関への事業周知をおこない、正しい制度の理解と事業を推進します

**(主な実施目標)**

- 各種関係機関への周知
- 事業のPR
- 職員のスキルアップ
- 成年後見制度との連携

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
各種関係機関への周知	パンフレットの送付・新任民生委員への制度説明	随時・任期1回
事業のPR	社協広報誌への掲載	年1回
職員のスキルアップ	研修への参加	年1回
成年後見制度との連携	成年後見制度への移行 生活困窮自立支援事業（家計相談事業）との協力 相談支援事業所、障がい者施設、包括支援センター、居宅介護事業所等との連携	随時

### 3 支え合い・助け合いの地域づくり

支え合い・助け合いの 地域づくり	地域ふれあいネットワーク会議の支援（社協重点）
	地域支え合い活動支援事業の展開（行政重点）
	民生委員児童委員活動の支援
	その他の連携体制の支援

#### （1）地域ふれあいネットワーク会議の支援

高齢者等の見守り支援を拡大し、健康で安心できる生活環境づくりを目指すために市内全行政区でのネットワーク会議の立ち上げと充実を(市役所)高齢者支援課と協働して目指します。

##### （主な実施目標）

- 未実施地区の地域ふれあいネットワーク会議設置の推進
- 実施地区の地域ふれあいネットワーク会議の定例化と会議の充実
- 地域の防犯・防災体制の推進

評価指標	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
地域ふれあいネットワーク会議設置率	74.5%	100.0%

計画年度目標値	31	32	33	34	35
会議設置率	80%	85%	90%	100%	100%

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
未実施地区の訪問活動	地域ふれあいネットワーク会議の趣旨と必要性の説明を含めた訪問活動を行います	随 時
未実施地区の会議の参加	地域ふれあいネットワーク会議の必要性の共通理解を図ります	随 時
実施地区の支援	先駆的な地域活動を収録したDVD等を活用しながら地区内の情報共有と連携強化を推進します	随 時
	要支援者の見守り等を含めた支援体制づくりの仕組みづくりを推進します	随 時

## (2) 地域支え合い活動支援事業の展開

生活支援サービスの充実に向け、(市役所)高齢者支援課と協働し、地域支え合い推進員(以下、推進員)及び協議体の設置を勧めます。

### (主な実施目標)

- 地域での生活支援体制サービス充実に向けた推進員の配置及び育成。※全市(6名)
- 地域住民同士の支え合い活動が市内全域で行われるよう「くにさき地域応援協議会” 寄ろう会(え)”」(以下、寄ろう会)を中心に、市全域で地域の支え合い活動「地域づくり」を応援していきます。※全市(1箇所)
- 必要に応じて、各日常生活圏域における生活支援サービスの提供主体と推進員等が参画し、定期的な情報共有と連携強化を図る場を設置します。※旧町単位(4箇所)
- 高齢者が常日頃感じている買い物や掃除等の生活上の「困りごと」を解消するため、地域住民同士の支え合い活動(自分たちのできる生活支援)の仕組みづくりを行い実践活動につなげます。※市内公民館単位(16箇所)

評価指標	基準値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
地域支え合い推進員及び協議体の設置数	推進員配置数 6人 協議体数 3 協議体	推進員配置数 6人 協議体数 21 協議体

※協議体数には、第1層～第3層を含む。

年度別 設置達成目標値	31	32	33	34	35
推進員	6	6	6	6	6
協議体	第1層 (全市)	1	1	1	1
	第2層 (旧町)	0	1	2	4
	第3層 (公民館)	11	14	16	16

具体的な取り組み・事業	内容	期日・回数等	
① 推進員のスキルアップ支援	推進員会議をはじめ、情報交換や研修	通年	
② 寄ろう会の開催	寄ろう会での周知啓発活動	年4回	
③ 生活支援サービスの開発	買物支援等各関係機関との具体的連携	随時	
④	実践地区へのアプローチ	実践地区での活動継続及び自立支援	通年
	検討地区へのアプローチ	検討地区での実践活動に向けた支援	通年
	新規地区へのアプローチ	新規地区での訪問活動による立上げ支援	通年

### (3) 民生委員児童委員活動の支援

民生委員児童委員として必要な知識を身に付け、地域住民と行政とのつなぎ役としての役割を十分発揮できるよう行政と連携しながら、各種研修会への積極的参加、定例会の活性化、各種活動の充実につなげるために必要な支援を行います。

#### (主な実施目標)

- 定例会の充実
- 地域の現状把握・見守り・つなぎ役
- 各種研修会の実施・参加

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
定例会の充実	各種関係機関を通じて制度等の情報提供の実施 相談事例検討や情報共有による委員間の平準化	毎月1回
地域の現状把握・見守り・つなぎ役	気になる世帯の見守り・つなぎの相談支援 在宅福祉調査の実施	随時 年1回
各種研修会の実施・参加	市民児連研修自主研修 県・市	年1回

### (4) その他の連携体制の支援

地域内の様々な取り組みと連携することにより、安心して生活できる環境づくりを支援します。

#### (主な実施目標)

- 安心箱設置事業の事業見直し
- ぬくもり訪問事業の事業見直し
- 黄色い旗運動の事業見直し

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
安心箱設置事業	70歳以上の一人暮らし世帯が対象 事業の周知等が必要。 利用状況等の調査が必要。	H31年度より
ぬくもり訪問事業	すこやか会が基本月1回実施 会の高齢化等により継続に不安がある。 今後の継続にはすこやか会との協議が必要。	随時協議
黄色い旗運動の推進	国東市ボランティア連絡協議会との共同事業 近年新規実施地区がなく、今後の事業推進に対して、国東市ボランティア連絡協議会との協議が必要。	H31年度から

## 4 各種団体等既存事業の見直し

事業の見直し 各種団体等 既存	事務局体制の見直し（社協重点）
	共同募金配分金の見直し（社協重点）
	その他の活動

### （1）各種団体事務局体制の見直し

福祉団体は、それぞれ独自の理念に基づく特性を發揮しながら会員や地域住民の福祉向上に努めた活動を行っています。現在までその事務局は、ほとんどの市域・町域の団体に本会の地域福祉担当職員を充て、本会業務と並行して団体業務を行ってきましたが、本会の財務状況や職員数、業務量を考慮すると、現状の体制では団体のこれまでの事務局運営を継続することは困難が見込まれます。

しかし、福祉団体はその規模や特性などから本会が地域福祉を推進する上で必要な団体であり、少子高齢化の進む国東市の地域福祉を推進する上で、完全には切り離せない存在であることも事実です。

そこで、今後は各福祉団体が自立的な活動や組織運営が出来るように事務局の在り方を協議し、本会の本務である地域福祉の推進に、協力が得られる体制づくりに向けて検討していきます。

#### （主な実施目標）

- 社協内部での事務局体制維持の検討（全体的）
- 国東市老人クラブ連合会の事務局体制検討（支部体制含む）
- 国東市身体障害者福祉協議会の事務局体制検討（支部体制含む）
- 国東市母子寡婦福祉会の事務局体制検討（支部体制含む）

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
事務局体制の検討会	今後の事務局体制の検討を行います。 支部・本部のあり方、職員の配置、事業等の検討をします。	H31 年度より
老人クラブ連合会の検討	組織的には大きく、事務局体制の変更は難しいが、協議は必要です。	他の団体の経過を見て判断
身体障害者福祉協議会の検討	支部事業が少なく、統合は実施しやすい。 よって、支部組織をなくし、市のみの団体とすることが望ましいです。支部長との協議が必要です。	H31 年度より 協議
母子寡婦福祉会の検討	支部事業が少なく、統合は実施しやすい。 よって、支部組織をなくし、市のみの団体とすることが望ましいです。支部長との協議が必要です。	H31 年度より 協議

## (2) 共同募金配分金の見直し

共同募金の配分金は、市内各種団体や社会福祉法人などに対する財源として、公的資金や補助金ではまかないきれない、困りごとやだれでも住みやすいまちづくりの為の財源として必要なものとなっています。

中央共同募金会では平成29年に共同募金運動が70周年を迎えたことを契機に、70年答申「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造～共同募金における運動性の再生」が、平成28年2月に策定されました。

国東市においても、共同募金の配分金の見直しを行い、更なる配分の透明性向上と「新たなたすけあい」の創造を行っていきます。

### (主な実施目標)

- 赤い羽根共同募金の配分金の見直し
- 歳末たすけあい募金の配分金の見直し
- 共同募金の活動の周知

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
赤い羽根共同募金の配分金	H33年度の新しい配分を目指し、配分要綱などの整備を行い、地域のニーズに沿った募金活動を始めます。	H31年度
歳末たすけあい募金の配分金	困窮世帯への配分方法や周知方法などの検討を行います。 また、その他の配分等についても同様に検討を行います。	H31年度
共同募金の活動の周知	広報誌やホームページなどを使って、共同募金の意義や配分先の周知などを行います。	H31年度

## (3) その他の活動

その他上記事業等に含まれない活動などを見直しや検討を行い、住民に必要とされる社会福祉協議会を目指します。

### (主な実施目標)

- 福祉用具の貸出事業見直し

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
福祉用具の貸出	無料貸し出しの検討 貸出要綱の検討 管理方法の検討	H31年度から 検討